

主な議案

十年間の指針

第一次総合計画を制定

三月定例会は三月八日から二十四日までの十七日間の会期で開かれました。平成十八年度一般会計当初予算をはじめ、四十九件の議案が提案され慎重審議の結果、全議案を原案通り可決しました。主な議決事項は次のとおりです。

正されます。これまでの千八百九十円が、平成十八年度二千二百五十円に、十九年度以降二千五百二十円とするものです。

◎伯耆町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定

町長、助役の給与の月額を一万円減じるものです。

◎伯耆町教育長の給与の特例に関する条例の制定

教育長の給与の月額を一万円減じるものです。

◎伯耆町男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画の基本理念に基づき、町、町民及び事業者の責務等、基本施策及び推進体制を定めるものです。

◎公益法人等への伯耆町職員への派遣等に関する条例の一部改正

公益法人等への伯耆町職員を派遣することができ、団体として、社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会を追加するものです。

◎伯耆町公の施設における指定管理者制度条例の制定

制度導入に伴い、予定施設十五施設の設置管理条例を一括改正するもの。

◎平成十七年度伯耆町一般会計補正予算

特別交付税等の減収に伴う財源不足により、財政調整基金、一億一千万円を繰り入れる外、県補助金の分割補助、除雪費増など二億三千四百万を減額補正し、総額六十七億七千四百万としました。

◎平成十七年度伯耆町特別会計補正予算

国民健康保険会計、五千六百八十二万九千円増額補正及び有線テレビ放送会計、千四百九十五万五千円減額補正、外八件の補正総額を四十九億千九百五十四千円としました。

◎伯耆町第一次総合計画基本構想の制定

総合的かつ計画的な行政運営を図

るため、合併後、初めて策定した総合計画です。平成十八年度～二十七年のまちづくりについて明示したものです。

◎伯耆町税条例の一部改正

町民税・固定資産税の納期前納付に伴う報奨金の交付に不公平が生じるため、改正するものです。

◎伯耆町介護予防事業等の手数料徴収に関する条例の一部改正

介護保険法の改正に伴い、対象事業の一部変更及び外出支援サービスの実施方法見直しによる手数料額の改定を行うものです。

◎伯耆町公共下水道条例の一部改正

基本使用料が平成十八年度から改